

ペットボトル

令和8年6月まで
隔週

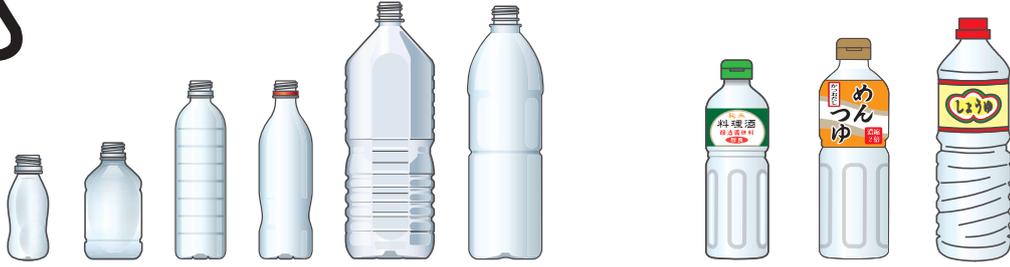
令和8年7月から
毎週

このマークが目印



PET

● ペットボトルマークのある、飲料や調味料などが入った容器です。



飲料用

調味料用

※ポリエステル繊維などとしてリサイクルされます。

出し方

● 軽くゆすいで、透明または半透明の袋 (サイズは45リットルまで) に必ず入れて出してください。



1 ふたとラベルは必ず取って「プラスチック製容器包装」の日に出してください。



※市内各スーパーマーケットの店頭回収もご利用ください。

2 軽くゆすいでください。



3 ペットボトルは切らずにできるだけつぶして出してください。



4 透明または半透明の袋 (サイズは45リットルまで) に入れて出してください。

事業系ごみについては

事業用有料ごみ処理袋

に入れて出してください。
(30頁参照)



資源物用
30リットル相当

出すときの注意

- ペットボトルの中に異物が入っているものや油などの汚れが取れないものは「燃やすごみ」へ。
- 1回の排出量は、3袋以下でお願いします。4袋以上(上限20袋)になる場合は、ごみ総合対策課へ収集日の前開庁日までに電話でご相談ください。
- 風に飛ばされないように出してください。
- 分別が異なるものが混入していた場合は、その袋ごと収集いたしません。

出す場所

収集日の朝9時まで決められた場所に出してください。

(市内一律に収集日当日の朝9時までに出していただくこととしており、各地区の収集時間の周知は行っていません)

- ◎ 戸建て住宅にお住まいの方
「ごみ収集届出書」に記載した場所に出してください(1頁参照)。
- ◎ 集合住宅にお住まいの方
家主または管理会社へ確認し、決められた場所に出してください。